

**政府のODAローン資金／外国譲許的ローンの転貸に関する政令
(No.97/2018/NĐ-CP): 目次**

第1章: 一般規定		第3章: 転貸管理	
第1条	調整範囲	第29条	転貸資金の使用に係る管理
第2条	適用対象	第30条	債務の回収の管理
第3条	用語解説	第31条	ローン担保資産の管理
第4条	5年間の転貸限度額の設定	第32条	転貸人の転貸状況及び財政状況に係る報告
第5条	年間の転貸計画の立案及び転貸限度額の設定	第33条	検査及び監査
第6条	転貸及び転貸債務の回収における通貨	第4章: 債務の分類, 転貸リスクの管理及び処理	
第7条	転貸に係る債務返済期限及び猶予期間	第34条	債務の分類
第8条	転貸に係る金利	第35条	リスク管理
第9条	貸し手(レンダー)に関連する各々の手数料及び費用, 並びに国内外の銀行手数料	第36条	債務返済期間の延長
第10条	転貸管理手数料	第37条	債務凍結
第11条	転貸積立金	第38条	債務の部分放棄
第12条	返済遅延利息	第39条	転貸人が企業である場合における全ての債務の放棄
第13条	利息, 手数料, 転貸積立金を計算するための年間の日数	第40条	債務処理に係る(資金)源
第14条	債務の受領	第5章: 施行条項	
第15条	債務の回収時の優先順位	第41条	施行効力
第16条	ローン担保	第42条	施行の責務
第17条	転貸借款の債務返済		
第18条	期限前の債務返済		
第19条	債務に係る義務の譲渡		
第2章: ODAローン資金／譲許的ローン資金の転貸			
第20条	転貸される条件		
第21条	転貸率		
第22条	転貸機関の確定		
第23条	転貸権限被委任機関の任務, 権限		
第24条	転貸審査機関		
第25条	転貸審査の内容		
第26条	転貸審査プロセス		
第27条	審査書類		
第28条	転貸契約, 転貸委任契約の署名		